

わく(Work)わく(Work) Week Tokyo (中学生の職場体験) 実施要項

(趣旨)

第1 公立中学校において、特定の学年の生徒に、一定期間、地域の商店、地元の民間企業、公的施設等の職場で仕事等の体験をさせることにより、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成する。

(実施方法)

第2 都内全中学校において、職場体験を5日間程度実施することを目指し、以下のとおり「わく(Work)わく(Work) Week Tokyo (中学生の職場体験) 実施校(以下「実施校」)」を指定する。

- (1) 3日以上連続して実施する中学校を「ステージ1実施校」として指定する。
- (2) 5日以上連続して実施する中学校を「ステージ2実施校」として指定する。
- (3) 「ステージ2実施校」には、5日間を2分割しての実施も可とする。また、文部科学省「キャリア・スタート・ウィーク」実施校も含む。
- (4) 1～2日実施校については「プレ実施校」として取組みを支援する。

(推進体制)

第3 東京都は、事業を推進するため以下の取組みを行う。

- (1) 都庁内において職場体験受入の促進や機運の醸成等を図るため、都庁内全ての部局による「庁内推進会議」を設置する。
- (2) 企業、関係する業界団体、教育関係団体、青少年関係団体、ボランティア団体、行政機関等の代表者で構成する「推進協議会」を設置する。
- (3) 職場体験の受入先の拡充のため、業界団体や企業等を訪問し、説明会等を実施する。
- (4) 都民の職場体験に対する意識啓発、機運の醸成を図るため、職場体験報告書等の作成・配布や職場体験発表会を開催する。
- (5) 実施校及び準備校に対し、「協力関係団体や事業所等の一覧」及び協力可能な「都関連事業所等の一覧」を提供する。また、実施校に対し、職場体験協力事業所配布用及び普及啓発のためのリーフレット等を提供するとともに、東京都が作成する啓発のためのポスターを配布する。

(計画書・報告書の提出等)

第4 各区市町村教育委員会は、別に定める様式により計画書を提出し、指定を受けた年度に実績報告書を作成し提出する。

(事務局)

第5 「わく(Work)わく(Work) Week Tokyo (中学生の職場体験)」に関する事務は、東京都教育庁指導部及び東京都青少年・治安対策本部総合対策部において共管して行う。

(附則)

- この要項は、平成17年6月1日より施行する。
- この要項は、平成18年4月1日より施行する。
- この要項は、平成19年4月1日より施行する。
- この要項は、平成20年4月1日より施行する。